

2 文化財保護法

[埋蔵文化財等の発見の届出]

(第96条、第97条)

<p>法の趣旨</p>	<p>文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。</p>
<p>届出・通知が必要な行為</p>	<p>土地の所有者又は占有者が文化財保護法第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したとき</p>
<p>届出・通知の必要な区域</p>	<p>新たに発見した区域</p>
<p>指示・勧告の権限者</p>	<p>福島県教育委員会</p>
<p>指示・勧告の基準</p>	<p>当該届出・通知に係る遺跡が重要なものであり、その保護のため調査を行う必要があると認めるとき</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph LR A[届出者・通知者] -- "通知・届出" --> B[市町村文化財保護行政担当部長] B -- "進達" --> C[県教育委員会教育長] C -- "命令・勧告" --> A B -.- "経由" --> A </pre>
<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺跡と認められるものを発見したときは、遅滞なく、その旨を届出・通知しなければならない。 2 非常災害のため必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。